



NPO法人ジェントルハートプロジェクト

# ジェントルハート通信

No.53  
2016年冬号

発行：NPO法人 ジェントルハートプロジェクト 発行日：2016年12月5日 価格：100円（会員無料）  
URL：<http://npo-ghp.or.jp> Tel. + Fax. 045-845-3620（小森）

## 「なぜ子どもの命を守れないのか」

理事 小森 美登里

私は我が子が自殺した直後、「どうしてもっと早く言ってくれなかったのか？言ってくれば何とかあったのではないか？」と、我が子にも自殺の理由を探していました。

そして、その思いから「一人で抱え込まないで！苦しみを誰かに相談して！」というメッセージを何の疑いもなく子どもたちへ発信していた時期がありました。

しかし、その後法人活動の中で、子どもたちの感想文や直接耳にする言葉の中から、痛烈な大人達への批判に触れました。

そして自分をはじめ、大人のいじめに対する対応に疑問をもつようになったのです。

この疑問は、香澄が自殺行為をする前日、いきなりいじめの事実を話し始めたときのできごととリンクします。

それは、「どうしてもっと早くこのことを言わないの!!」と私が一瞬声を荒げたその時に香澄が言った言葉、「言わなかった私がいけないの？」です。

あの時の私は、安心していじめのことを相談できる大人ではなかったのだと思います。

そのことを、活動の中で出逢った子どもたちがあらためて私に投げかけたのだと理解をしています。

そして、なぜ子どもたちは大人に相談をしないのか？できないのか？という視点をもつようになりました。

ぜひ多くの皆さんにも、自分は安心

して相談ができて解決ができる大人なのかについて、検証をしていただければと思っています。

私は活動で出逢った子どもたちから、「多くの子どもたちが、さりげなく解決して欲しいと願っている」ということを知ったように思います。

実は、「大ごとにしたくない、大ごとになるぐらいだったら現状維持の方がまだまし」という同じフレーズを、複数の子ども達から聞いたからです。

「大人に相談すれば大ごとにはせず解決してくれる」と子どもたちに思ってもらうためには、やはり大人がこの問題により深く関心を寄せ学び合うことが重要と考えます。

傍観者は加害者だと言っている大人達が、この問題の傍観者であって欲しいと思っています。

しかし、残念ながら大人達の現実、あまりこの問題に関心がないようなのです。

学校で開催していただくいじめ問題の講演会には保護者はあまり参加しません。

学校も、親子で聞く講演会にしたいという思いからさまざまな形で周知をしてくださるのですが、毎回体育館の後ろにはパイプ椅子は空席のまま、悲しく佇んでいます。

講演者の私としても、親子で聞けるよう講演内容を工夫しているので、この状況にはいつも空しい気持ちになります。

私の感覚ではありますが、生徒総数の1割の保護者に聴講していただけたら大成功、という状況です。

PTAに動員をかけても役員も来てくれない、と嘆いていた校長先生もいらしたぐらいです。

大人がこの問題に関心を示すことができない状況というのは、子ども達にとって大変深刻です。

そこで教員向けの研修では、地域、家庭、学校の連携がいかに重要かを説明し、学校にそのための要になって欲しいこと、また、そのきっかけをどう作るか、について伝え続けています。

いじめ問題に対する学びが足りない大人達は、いきなりいじめている子に事実確認をして問題を複雑化させてしまったり、相談されてもどう対応して良いか解らず「しばらく様子を見る」という形をとったり、「喧嘩両成敗」をさせられてしまったりと、子どもたちの思いに反して問題を大ごとにし、問題を深刻化させているように感じます。

いじめられている子どもが望んでいるのは、加害者にいじめ行為を止めてもらうことではないでしょうか。

そのために大人は何をすれば良いのか？また、何をしてはいけないのか？

妥当性を欠く対応が大変多いという状況をまずは知り、改善をはかるべきではないでしょうか。

## 第 12 回「親の知る権利を求めるシンポジウム」を開催

### いじめ防止対策推進法施行後のいじめ 自死遺族をお招きして

#### 第 12 回「親の知る権利を求めるシン ポジウム」を開催

2016 年 11 月 5 日、東京浜松町の人権ライブラリーで NPO 法人ジェントルハートプロジェクト主催の第 12 回「親の知る権利を求めるシンポジウム」を開催しました。

シンポジウムの冒頭、ジェントルハートプロジェクトによる「いじめに関する教員対象アンケート」の結果報告を、分析者である明治大学危機管理研究センターの小林麻衣子さんが行い

ました。このアンケートは、ジェントルハートプロジェクトが 2015 年度に講演を行った小・中・高等学校 75 校の教員を対象として「いじめの認知・内容・発見のきっかけ」「いじめに特化した研修への参加状況」「いじめへの事後対応」などを調査したものです。分析結果の詳細は、次号のジェントルハート通信で行う予定です。

続いて、いじめ防止対策推進法施行後のいじめ自死遺族による報告、前日の 11 月 4 日にジェントルハートプロジェクトが文部科学省児童生徒課に提出した、文部科学大臣あて「要望書

と添付資料の紹介、長年いじめ関連の裁判に携わっている杉浦ひとみ弁護士による「いじめ防止対策推進法施行後の問題点」、そして、いじめ防止対策推進法の立法者である参議院議員の小西洋之氏による「同法見直しにおける課題」など、多彩な角度からいじめ問題を検証しました。

会場は、遠方からの参加者を含め数多くの参加者、報道関係者で満席となり、熱気に包まれました。

今回は、いじめ防止対策推進法施行後のいじめ自死遺族による報告をご紹介します。

## いじめ防止対策推進法施行後のいじめ自死遺族による報告……………

### 大森七海さんの

#### お母さんからの報告

私は、おとし 7 月に青森県八戸北高校に通う高 2 の娘をいじめ自殺で亡くしました。

平成 25 年にいじめ防止対策推進法が施行され、青森県では初めて第三者委員会が立ち上がった事件でした。

学校は、7 月 4 日の昼休み中に行方不明となった娘を、5 校時、6 校時に学校にいないことに気づきながら居場所の確認もせず授業を続けていました。

その日の夜には警察に捜索願いを出し、必死で居場所を捜しまわっていた私たちに、学年主任が「担任は部活の練習のため電話には出られませんので、今後土曜、日曜にでも何かあったら教頭に連絡をしてください」と言ってきました。

今回、発表原稿を書くにあたって、調査報告書を見直すと「家族、学校関係者の懸命の捜索にもかかわらず」という箇所が目に入り、懸命に捜索した学校関係者って誰のことだろうと考え

てしまいました。

\*

7 月 8 日、娘は近くを通りかかった貨物船によって、海で発見されました。

高校入学時に仲の良かった子達から、無視や嫌がらせを受けていることを、私たちは教師に伝えていました。だから私たちは、いじめによる自殺ではないかと思い、学校に早急な調査を求めました。でも、生徒へのアンケート調査の内容を決めるだけでも何日も揉め、連日夜 9 時過ぎに、いかにも疲れた声で教頭が電話をかけてきました。教頭が、ほとんど前日と同じ話をするために、主人が「対応が遅すぎる」と言いました。すると、「こちらは通常の学校業務をこなしながらやっているんです。そればかりやっている訳ではない」と言われました。

7 月 16 日から、スポーツ大会、北高祭、体育祭、と学校行事は普通に行われ、体育祭の終わった次の日の 7 月 23 日に、事件についての保護者説明会があり、アンケート調査もされて

いないその早い段階で「いじめがあったとは認識していない」と会見をしています。

\*

娘のことで、1 年時の担任に最初に電話で相談した内容は「仲の良かった子達とトラブルがあつて夏からご飯が食べられなくなり、生理も止まっています」でした。この時に担任は「養護教諭から聞いています。たしかにあの子達は七海さんとタイプの違う子達で・・・」と、どの子のことを話しているのかを察していました。しかし後に、「その時に母親は相手の名前も言っていないし、過去にトラブルがあつたという意味で聞いた」と話しています。

その後もいじめは続き、1 年生後半には春からのクラス替えをお願いし、2 年の新しい担任は「ニコニコ笑っていていい感じですよ。学年の教師全員で見守って行きます」と言われ、学年主任は「クラスも変わり、廊下も挟んでいるので、今後はあの子達とあまり顔も

合わせることはなくなるでしょう」と言い、私は少し安心していました。

\*

娘が亡くなってから自宅に来た校長に「校長先生は今回の事件まで娘の顔も、名前も全く聞いたことがなかったでしょう？」と主人が尋ねると「はいすみません」と答えました。その数日後に学年主任は「この前、校長は知らなかったと言いましたが間違いです。春の会議で、体調に留意しなければならぬ子として名前はあがっていましたが、数人の中で配慮する順番が低かったんです。もっと気を付けなければならぬ子がまだいたんです」と言いました。辛くても頑張って笑っている子は配慮されないのでしょうか。うるさい親の順でしょうか。配慮する順番がつけられていることに驚きました。

認識の違い、情報の共有不足、どこかの事件でもよく耳にする言葉ですが、何度同じことを繰り返したら気づくのでしょうか。いじめ自体を知らなかった、気づかなかつたとする言い訳のように思われます。

私たちはその頃、教育委員会は学校とは違う対応をしてくれるだろうとまだ信じていて、主人は学校の対応の不満などを教育委員に話し、意見書なども出していました。

しかし学校から教育委員会に提出された事故報告書は、何も事実確認されないまま第三者委員会がまとめた調査報告書にそのまま載っていました。

それは、いじめ防止審議会の委員と県の教育委員の前で聞き取りされ答えた内容と全く違う箇所が数多くあり、調査報告書を見せられた直後に事実と違うと抗議しましたが聞き入れてはもらえず、そのまま県の教育委員長に提出されました。

報告書全体が、少しずつ、少しでもニュアンスの違うワードがあちこちに散りばめられ、それが集まると結局、学校イコール教育委員会側の意図した結

果に向かっていく言葉の印象操作。いじめられる側にも問題があるとの前提でする問題探し。

言葉、文字、視線、悪意が込められるとすべてが凶器になります。以前仲が良かったからこそ自分に向けられる嫌悪感を敏感に感じとってしまう。



大森 七海さん

うざいという言葉はラインいじめではかなりの率で聞かれますが「お母さん、うざいなんて今の若い子は誰でも普通に使う言葉ですよ」と言い切る人がいじめを調査する委員長になどなつてはいけないと思います。

そもそも第三者委員会とは誰にとって第三者なのでしょう。なぜ教育委員会が事務局になっているのでしょうか。

子どもを亡くし毎晩眠ることなどで、自責の念にのたうっている遺族になぜ教育委員会の方は「第三者委員会の会長は、日中は仕事があるうえ毎晩徹夜続きで報告書をまとめておられるのでしょう。」とわざわざ伝えるのでしょうか。

公平、中立というなら、第三者委員のメンバーは遺族側にも人選の権利が必要だと思います。

\*

いじめ防止対策審議会の出した、法律を無視したとも思える調査報告に納得のいかない私たちは、県に再調査を求め知事により認められました。

こちらの委員は、1度目に比べると色々な面で気遣いが感じられ、聞き取

り調査で初めて顔を合わせた時に「最初に出された調査報告書は、私たちが考えてもご遺族が納得のいく内容ではないと思う」と数人の委員から話が出ました。

2度目の県のいじめ調査部会では無記名のアンケート調査が再び実施され、話したいという友人知人らの聞き取り調査を重ね、最初の報告書を一部覆す結果が出されました。が、教育委員会から言われたのは「今の法律から言ってふたつの報告書は独立した機関の出した結果であつて、後に出されたほうが優位とされる訳ではない」という初めて聞く事実でした。

従って学校側と、いじめをした子、その親たちは1度目の報告書で出された「今の法律にのつとるならいじめを受けたと言われるといじめと認めざる得ないが、悪質性のない集団生活の範疇であり得るトラブルだった」と思ひこむにはとても都合の良い結果になりました。

ふたつとも出しっぱなしの報告書。結果、そこから得るものは何もありませんでした。

\*

日本全国で子どもの自殺が後を絶ちません。特に8月に同じ青森県で2件もの事件が起きてしまった後、娘の事件で何か活かされたことはなかったのか、情けない気持ちでいっぱいになりました。

「(亡くなった子を)探して一緒にいてね」と仏前で話し、海に沈む娘の携帯にメッセージを送り続けました。

葛西さんの事件の第三者委員に、私たちの1度目の調査で途中から臨時委員として入った女性精神科医が再び加わっています。その医師の聞き取り調査にはひどく傷つけられ、理由も不明なまま摂食障害は中学の頃から素因があり、自殺の背景にはいじめなどという単純なものが原因ではなく重度の摂食障害、抑うつ、体調不全、友人関

係、孤立への不安などなど・・・という方向に結果を持って行くために、専門家という力を発揮した人です。先月、委員としてテレビに映った時に、「まらずいでしょ、また同じ手口を使われる」と電話やメールが複数あり、たくさんの人がとても心配しています。

一人の子の命が、身近で亡くなったのです。クラスの子、同じ学校の子、元同級生、その友人たち、たくさんの子どもたちが大人の出す結果を見守っています。担任は、学校は、そして法律は誰を守ったのかをきちんと見て憶えています。これから社会に出て、親ともなる子ども達を絶望させるような事があってはならないのです。

調査報告書には、自分たちを責め続けている遺族の、今後の生きる力を失ってしまうほどの威力があります。どうか、今現在調査が行われている事件ではこれ以上遺族を傷つけることのないよう、心ある調査と報告を望みます。

ありがとうございました。

## 葛西りまさんのお父さん

### 葛西剛さんからの報告

私は、青森県青森市浪岡中学校2年葛西りまの父、葛西剛です。私の娘、りまは今年の8月25日に同級生たちによるいじめを苦に自ら命を絶ちました。まだ13歳でした。

娘は特にSNS、LINEで執拗にいじめを受けていました。「ブス」「きもい」「学校に来るな」「死んで」などと心ない暴言をあげ続けられていました。

そのようなことをSNSにあげていた生徒たちは、今でも特に何も思っていないのでしょうか。「悪気はなかった」「そんなつもりはなかった」などと言いつつ、いじめているのか、それとも本当に思っていないのか、私にはわかりません。しかしそれを10人の人間がたった一人に言うのだとしたら、その言葉の暴力は10倍にもなって心に突き刺さります。多勢に無勢とはまさにこ

のようなことだと思います。

その言葉の暴力に対して、一人で必死に耐えていた娘の気持ちを思うと、とてもやりきれるものではありません。親に心配を掛けまいといつも明るく笑顔でいたり、ほとんど弱音を吐かず、逆に友達の悩みを一生懸命聞いて解決する方法を一緒にさがしていたり、なぜこのような子がいじめを受けなければいけなかったのか、私たちはこの先ずっとその答えを探していくのだと思います。

\*

りまは、津軽民謡に合わせて踊る、津軽手踊りが大好きでした。亡くなる前日も、8月27日にこの東京で行われた全国大会のために、大好きな仲間とたくさん練習していました。その練習の場には、私の父も津軽三味線で参加しており、練習のおわりに父の「頑張って優勝しような」との言葉に「うん！」と笑顔で応えていたそうです。



葛西りまさん



報告する葛西剛さん

その父はりまの死を悲しむ余り、体調を崩し入院してしまいました。妻も体調を崩し車も運転できない状態になり先月で仕事を退職し、りまの姉は心に大きな傷を負い高校を退学しました。

私も悲しみや怒りにより心身ともにおかしくなりそうでしたが、今、自分がここで倒れてしまつては、残された家族は誰が守るのか、そしていつか会うであろう娘に顔向けできなくなれば困る思いで今ここに立っています。「自分のような子はもう出さないで、いじめをなくして」という娘の願いを叶えるため、絶対に倒れることなく、いじめと戦っていきます。

自責の念は一生消えることなく、いつか娘に会つても消えることはないでしょう。しかしそれで萎縮してしまつては娘の思いを成就させることはできません。

いじめは社会全体、特に学校に主点があると思います。中学生くらいの一日は家族より生徒同士や先生方との時間が多くなります。生徒たちの学校生活は、ある意味いじめ社会に出てからの、会社勤めなどの縮図だと思います。大人の社会にもいじめはあると認識していますが、大人は子どもに比べ、自分を守る術を知っています。が、子どもたちはその術を知らず、一握りのいじめグループから自分を守る方法が、いじめグループに加担し自分自身がいじめの側になることなのでしょう。いじめに加担しない子はいじめの対象として、ますます、ただ辛く、悲しく、苦しく、むなしく、最後にはそれらいじめから解放されるべく、またいじめの存在を知らしめるため、命をなげけてまで訴えることになるのでしょうか。

学校内で何かあったときに、その場ですぐ頼れる大人は先生しかいないのです。

保護者も然りで、子供からいじめの訴えがあれば、まず先生に相談し、守ってもらうべく対策等を依頼します。

娘は遺書で、そんな存在であるべき先生達に感謝の言葉を残しております

が、父として思うのは、それは娘の優しさ故の言葉であり、本当はいじめを認識し、厳しくそれをやめさせて欲しかったのだと思います。

\*

いじている相手や、どのようないじめかは、私たち家族が先生に相談しているので詳細はご存じの筈です。

昨年6月頃から、りまとその友達は、とある女子3人から無視される、暴言を吐かれるなどの嫌がらせを受け始めました。理由はわかりません。このことを妻は担任に伝え、指導して欲しいむねを伝えました。しかし夏休みをはさみ、2学期が始まってもしじめは収まりませんでした。

9月頃からは、何かされるたびに担任に伝えていました。1回や2回ではありません。それこそ何10回もです。それでも担任は聞き流すだけで、具体的な行動に移してはいませんでした。

また、妻が担任との面談の折、このような嫌がらせがあることを相手の保護者には伝えているのか聞いたところ「知らないと思う」との答えがあり、では伝えてくださいとの要望をしました。

そして当時の担任は、こちらが「いじめ」という言葉を使わなかったため、相談内容をいじめと認識しなかったと言います。

つまりいじめ防止対策推進法を認知していなかったと思われる。

今年の6月の心ない噂の件で、私が2年の担任にいじめをしてくる生徒に、りまに関わらないでほしい、そしてそのことを保護者にも伝えて欲しいと言ひ、このことはりま本人も先生に伝えました。

ところが担任は噂を流した生徒達に指導はしたが、保護者には伝えていませんでした。

指導の中で「次にやったら親に言うからね」と言ったとのことであり、私達は必死の思いで訴えているのに、なぜそのような猶予を与えたのか疑問に思ひます。

これらのことから教師への教育もきちんと行われていないということがうかがえます。

特に1年時の担任は新任であり、経験不足、指導力不足から教育委員会からの指導が入っていたと聞き及んでいきます。そのような人物に、いきなり担任をさせていた学校にも問題はあつたのではあつたでしょうか。

\*

娘が亡くなった後の学校の対応ですが、当時校長は「いじめた奴らは絶対に許さない。葛西さんに何でも全力で協力する」と言っていました。しかし実際は最初にアンケートをとつたきり、やつていたことといえば、インタビューには答えるな、ツイッターに何も書くな、などの箝口令を出すことだけでした。次第に連絡もよこさなくなり、来たと思えば月命日や、四十九日の時だけ。

アンケート内容を見せて欲しいと言つたときは「隠すことでもないので、いくらでもみせます」と言いました。しかし、実際に見せられたものはパソコンで打ち直したものであり、内容は箇条書きにされ、全校生徒約430人のうち21人分だけでした。私はたつたこれだけかと思ひ、原本を見せて欲しいと頼みました。校長はアンケートの原本がどこにあるか把握しておらず、一緒に来ていた担任に聞く始末です。校長という立場の人がそのようなことでいいのでしょうか。またアンケートの回答もまるで中身がなく、なんのために行われたアンケートなのか疑問に思ひました。学校と私たち遺族と情報の共有をしようという意思が全くみうけられません。

\*

先月の月命日に最近の学校の様子や、今後学校側ではどのようなことをしていくのか伺つたところ、

- ・特に何もする予定はない。
- ・いじめた側の生徒が心療内科に通つている。
- ・ネットの書き込みの削除に必死

などの返事でした。

私が娘の友達と話をした時には、学校内にはまだいじめがある、と言ひました。何もしないということは、いま現在起きているいじめについても何もせず、このまま隠してしまおうとしているのではないかという疑念が出てきます。

娘と私たちが訴えてきたことを「よくある生徒同士のトラブル」ですませてしまふような学校です。担任も「悲しいだろうけど今までどおりの生活をしましよ」と言つたそうです。今までどおりということは、このままいじめを続けろということでしょうか。いじめをなくしたいという娘の思いが少しも届いていないのではないのでしょうか。

\*

現在学校側からはなんのリアクションもないどころか、いじめグループは何事もなかったかのように学校に行き、相変わらずいじめのターゲットを娘の友達などに代え、何食わぬ顔でいじめを繰り返していることを学校は本当に知らないのでしょうか。それとも何かの圧力のため、娘が亡くなった次の日の祭りで大きな声で「りまの奴、あのくらいで死ぬんだ!」と笑ひいじめグループを守るため必死になっているとしか思ひえません。

娘の遺書には先生たちへの感謝の言葉もあり、真に学校側に期待し「学校側には何の不満もありません」と発表しましたが、今現在このような対応をされていると裏切られたのではないかと思ひます。

娘は、結果はどうあれこうあれ生き返りません。家族の心の傷は一生消えることはありません。今は、ただいじめをなくするため、命をかけた娘の思いを成就させるため、皆様方のお力をいただき戦うのみです。

\*

本日は、このような素晴らしい場所で、天国にいる娘、そして私たち家族の思いを伝えることができ感謝いたします。本当にありがとうございます。

# いじめ防止対策推進法改正を控え「調査委員会」の問題を考える

理事 大貫 隆志

2013年9月28日、いじめ防止対策推進法が施行されました。それから3年、同法の見直しのタイミングを迎え、改正に向けての議論も活発化しています。ここでは、第二十八条に定める「調査」について問題を整理していきたいと思えます。

## いじめ防止対策推進法第二十八条は正しく守られているのか問題

**第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。**

ここでいう「次に掲げる場合」とは、  
一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
です。

ここで重要なのは、「疑い」の段階で調査を行うことです。そして調査の結果を、「いじめを受けた児童等及びその保護者に対し（中略）事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するとして

います。  
法律通りに調査が行われるならば、持ち物を壊されたり、お金を取られたり、学校に行けなくなっていたり、いじめられて怪我を負った場合などには、学校設置者や学校は必要な調査を行い、事実を明らかにして被害を受けた子ども

やその保護者に説明をすることになります。さて、実際はどうでしょうか？

## 被害を受けているのに調査委員会が設置されない問題

学校や教育委員会に法律を守る意識があるなら、速やかに調査委員会を設置し、必要な調査を始めるはずですが。

しかし実際は、被害の実態に気づかないふりをしたり、被害を小さく見積もって調査の対象ではないと言い張ったり、調査の開始をなるべく遅らそうとしたりします。

これでは、学校や教育委員会にいじめ防止対策推進法を守る意思がないと判断されても反論できないでしょう。せつかく法律ができたのに、それが守られないのであれば、宝の持ち腐れとなってしまう。

なるべくなら調査をしたくない学校や教育委員会、当然の権利として調査をして欲しいと働きかける保護者。法律成立以前に繰り返されていた不毛な対立が、残念ながら今も続いているのです。

## 信頼できる調査委員会を作ってもらえない問題

「わかりました、調査委員会を作りましょう」。

学校や教育委員会が考えを変えました。さあ、これでうまくいくのでしょうか？残念ながら、まだまだ困難は続きます。

調査委員会は、一般には教育委員会の元に作られます。弁護士や医師、心理福祉の専門家、学校教育に係る学識経験者などがメンバーに選ばれることが多いのですが、被害生徒にとっても保護者にとってもなじみの薄い人が多いのではないのでしょうか？

「調査委員がどんな人かわからなくて不安」

「本当に公平な立場からの調査をして

くれるのかわからない」

こうした不安を解消するために、保護者は、保護者推薦のメンバーを調査委員に加えて欲しいと望みますが、これがなかなか聞き入れてもらえないのです。

「公正中立が確保できない」というのが理由です。もっともらしい言葉ですが、教育委員会が選定する（実際には団体推薦として、例えば弁護士会から「この人を」と推薦してもらうわけですが）メンバーが「公正中立」である保証はないわけでは

ありません。何度となく希望を伝えても受け入れてもらえず、仕方なく弁護士に入ってもらって交渉を進めて、ようやく保護者推薦の調査委員を少し加えてもらえるというのが現実なのです。

## 知らないうちに調査委員会が作られて調査が始まってしまう問題

自治体によっては、調査にあたる組織を事前に作っているところもあります。そして、いじめ自殺などの問題が起こると、それほど時をおくことなく、この組織が調査を開始します。

いち早く調査が進むことは、事件・事故に関する記憶などがはっきりしているうちに情報を集めることができ、事実関係を確定していくうえで効果的です。

その一方で、被害児童やその家族、遺族にとっては、事件・事故に遭遇してまだまだ動揺が大きく、心も落ち着かないうちに、十分な説明を受けられないまま「ちゃんと調べますから大丈夫です」と言われて調査委員会に調査を一任することになります。

「本当は、こんな調査がして欲しい」「こんなやり方で調査して欲しい」「こういう方法で結果を活かして欲しい」という希望があってもそれを口にできないまま、調査が進んでいってしまいます。本来、被害当事者やその家族、遺族の

ために進められるはずの調査が、当事者を置き去りにしたまま進むケースが少なくないのです。

### 調査委員は子どものいじめを十分にわかっているのか問題

調査委員会のメンバーには、先に触れたように弁護士や医師、心理・福祉の専門家、学識経験者などが多く関わっています。こうした方々は、一般には知識が豊富で、社会的有用性の高い仕事をなさっている方々と言えます。

ただし、子どものいじめ問題に精通しているかという人それぞれで、普段からいじめ問題に関心をもち、勉強している人もいれば、そうでない方もいます。子どもについて、いじめについて、個人の経験則だけで判断することは危険です。

例えば、いじめの調査に関わる方が、「いじめられる側にも問題がある」という理解で調査に取り組んだとしたら、この調査で導き出される再発防止策は効果的なものとはならないでしょう。

### どんな調査が望ましいのか、どこまで調べるべきかがあいまいである問題

アンケートを行う場合、対象をどこまで広げるか、学校にどんな文書を開示させるか、子どもからの聞き取りは誰がするのが望ましいのか。

調査は、委員会ごとにまちまちであり、手法・方法の効果を判断する材料も乏しいのが現状です。そのため、調査委員会が立ち上がるごとに、調査方法や範囲についての検討が必要となります。限られた労力を有効に使うためにも、効果性の高い調査方法のスタンダードが早期に確立することが必要です。

### 調査委員はとても忙しいうえに報酬も驚くほど少ない問題

調査委員に選ばれたメンバーは、本業の傍ら調査にあたっています。つまり、大変に忙しいのです。教育委員会があ

らかじめ用意した調査の流れに乗っていけば、労力は最小限ですみますし、本業への影響も抑えられます。

そして、調査委員の報酬も、自治体ごとに異なるとはいえ、決して十分な額ではありません。となれば、新たな調査をできるだけ避けて、用意された資料を読んで判断をしていく方が楽だ、と考えても不思議ではありません。

しかし、多くの事件・事故で明らかなどおり、学校や教育委員会は事実を隠したり矮小化したりします。新たな、そして独自の調査をしない限り、事実関係は明らかになりませんが、負担の多い作業に調査委員がどこまで取り組んでいけるのか、大きな課題が残ります。

### 調査委員会や調査委員の権限が限られている問題

このような厳しい条件の中でも、事実関係を明らかにしてそれを元とした効果的な再発防止策を立てるために、積極的に調査に取り組む調査委員も、少なくありません。

そこに立ち足るのがあるのが、調査権限の問題です。調査委員会が、学校や教育委員会に対して、資料の提出を求め、これに従わないケースも起きています。断らないまでも、渋る場合もありますし、都合のいい部分だけしか提出しないこともあります。調査委員会に強い権限があれば調査はもっとスムーズに進むはずですが、繰り返し「協力を要請」して、ようやく資料を手にすることもあるようです。

### 事実認定が甘く

#### 再発防止策が抽象的となる問題

いつ、どこで、誰が、何をしたのか。それが事件・事故にどう影響したのか。こうした事実を積み重ねていくことが、事件・事故の背景を明らかにしていくために必要となります。

事実認定は、それを元とした再発防止策の策定に欠かすことのできないもの

です。なぜなら再発防止策は、認定された事実を分析・評価したうえで立てられるべきものだからです。

残念ながら、不十分な事実認定の元に再発防止策を立てるケースが少なくありません。こうして作られた再発防止策は、再発の防止に役に立たないのです。

### 保護者の知らないところで

#### 報告書が取りまとめられる問題

遺族や家族にとって、調査委員会の報告書はわが子の事件・事故を客観的に評価して記述した、大切な文書です。その内容は、わが子の名誉回復や、今後の再発防止策に直結するものだけに、大きな意味をもちます。

しかし、策定段階の報告書を、遺族などが見ることができないといった問題が起きています。いじめ防止対策推進法第二十八条では、「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする」とあります。

調査を行った場合には、明らかになった事実を「適切に提供する」ことが決められているわけですから、調査の各段階はもとより、報告書を取りまとめる前にも「児童及びその保護者」に情報を提供するべきです。そして、事実と異なる部分があれば、求めに応じて訂正する義務もあるはずです。

このほかにも調査委員会には、報告書の開示範囲、開示方法、開示期間が定められていない、再発防止策が守られないなどの問題も残されています。

機会があればこうした問題についても考えていきたいと思えます。



## ◇活動のご報告と今後の予定◇

日付	主催者	都道府県	都市	人数
2016/11/2	岡山県立津山中学校	岡山	津山	180
2016/11/9	滋賀県立北大津高等学校	滋賀	大津	650
2016/11/10	栃木県中部地区高等学校生徒指導部教員研修	栃木	真岡	50
2016/11/11	横浜市立日吉西中学校	神奈川県	横浜	520
2016/11/11	沖縄県教職員組合島尻支部教育講演会	沖縄	島尻	50
2016/11/12	伊勢学園高等学校	三重	伊勢	810
2016/11/14	川崎市立犬蔵中学校	神奈川県	川崎	570
2016/11/15	京丹後市教育委員会いじめ防止講演会	京都	京丹後市	140
2016/11/16	栃木県市立中学高等学校人権教育研究協議会	栃木	宇都宮	50
2016/11/18	川崎市立久本小学校	神奈川県	川崎	300
2016/11/18	柏市立柏第三中学校	千葉県	柏	410
2016/11/19	鹿沼市青少年育成市民会議	栃木	鹿沼	100
2016/11/19	糸魚川市PTA連絡協議会	新潟	糸魚川	400
2016/11/19	高崎市PTA第3ブロックいじめセミナー	群馬	高崎	200
2016/11/19	香芝市立香芝北中学校	奈良	香芝	960
2016/11/21	金沢学院高等学校	石川	金沢	320
2016/11/22	川崎市立上丸子小学校	神奈川県	川崎	380
2016/11/24	小樽市立望洋台中学校	北海道	小樽	180
2016/11/25	村上市立朝日中学校	新潟	村上	420
2016/11/29	川崎市立三田小学校	神奈川県	川崎	200
2016/11/29	柏市立光ヶ丘中学校	千葉県	柏	240
2016/12/2	神戸村野工業高等学校教員研修	兵庫県	神戸	90
2016/12/4	花巻市人権講演会	岩手	花巻	350
2016/12/5	周南市立小中高PTA連合会研修	山口	周南	48
2016/12/6	柏市立柏第五中学校	千葉県	柏	650
2016/12/7	柏市立富勢中学校	千葉県	柏	680
2016/12/8	佐倉市立白銀小学校	千葉県	佐倉	250
2016/12/8	柏市立逆井中学校	千葉県	柏	600
2016/12/9	三重県立鳥羽高等学校	三重	鳥羽	260
2016/12/12	三条市立大島中学校	新潟	三条	100
2016/12/13	浅口市立金光中学校	岡山	浅口	290
2016/12/14	高梁市立字治高等学校	岡山	高梁	40
2016/12/16	世田谷区人権週間記念事業「講演と映画の集い」	東京	世田谷	200
2017/1/12	山口市立中央小学校	山口	山口	130
2017/1/12	山口県立防府高等学校佐波分校	山口	山口	70
2017/1/20	岡山県立倉敷鷺羽高等学校	岡山	倉敷	300
2016/1/26	川崎市立東小倉小学校	神奈川県	川崎	130
2017/1/27	川崎市立中原小学校家庭教育学級	神奈川県	川崎	30
2017/2/4	江戸川ロータリークラブいじめ防止例会フォーラム	東京	江戸川	400
2017/2/7	備前市立日生中学校	岡山	備前	220
2017/2/11	三木市連合PTA指定校研究発表会記念講演	兵庫県	三木	220
2017/4/12	滋賀県立野洲高等学校	滋賀	野洲	550
2017/4/12	鎌倉市学校教育研究会総会	神奈川県	鎌倉	500
2017/5/28	「シュワ'K」コンサート	大阪	貝塚	200
2017/6/20	滋賀県総合教育センター初任者研修	滋賀	野洲	200
2017/6/22	滋賀県総合教育センター初任者研修	滋賀	野洲	200
2017/8/25	日本PTA協議会全国大会	宮城	仙台	未定